

議案第 5 2 号

松阪市税条例等の一部改正について

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）等の一部を次のように改正する。

平成 26 年 6 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市税条例等の一部を改正する条例  
(松阪市税条例の一部改正)

第 1 条 松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 46 条の 4 に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第 3 項中「令」を「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」に改める。

第 33 条第 5 項中「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 12.3」を「100 分の 9.7」に改める。

第 48 条第 2 項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第 5 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加え、「第 145 条」を「第 144 条の 8」に、「本項」を「この項」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加える。

第 57 条及び第 59 条中「第 10 号の 7」を「第 10 号の 9」に改める。

第 82 条第 1 号イ中「1,000 円」を「2,000 円」に改め、同号ロ中「1,200 円」を「2,000 円」に改め、同号ハ中「1,600 円」を「2,400 円」に改め、同号ニ中「2,500 円」を「3,700 円」に改め、同条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円

三輪のもの 年額 3,900 円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

ロ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400 円

その他のもの 年額 5,900 円

(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000 円

附則第 4 条の 2 中「第 40 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 10 項まで）」の次に「及び第 11 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第 6 項から第 10 項まで）」を「公益法人等（同条第 6 項から第 11 項まで）」に、「を同法第 40 条第 3 項」を「を同条第 3 項」に、「租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 10 項まで」を「同法第 40 条第 6 項から第 11 項まで」に改める。

附則第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

附則第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 を削る。

附則第 7 条の 4 中「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条第 1 項」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 27 年度」を「平成 30 年度」に改める。

附則第 10 条の 2 の見出し中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 1 号等」に改め、同条第 1 項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 2 に次の 2 項を加える。

5 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

6 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 3 に次の 1 項を加える。

9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項

に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 16 条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号イ	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改める。

附則第 19 条第 1 項中「第 33 条及び第 34 条の 3」を「第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3」に改める。

附則第 19 条の 2 第 2 項中「租税特別措置法」を「第 37 条の 10 第 1 項」に、「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」を「第 37 条の 11 第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 3 第 2 項中「同法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第 21 条第 1 項を次のように改める。

第 56 条の規定は、法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 又は第 12 号の固定資産について法附則第 41 条第 3 項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第 56 条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 41 条第 3 項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第 21 条第 2 項を削る。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 15 項各号」を「附則第 41 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 15 項」を「附則第 41 条第 9 項」に改める。

附則第 22 条から第 23 条までを削る。

附則第 24 条を附則第 22 条とし、附則第 25 条を附則第 23 条とする。

(松阪市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 松阪市税条例の一部を改正する条例（平成 25 年松阪市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則第 20 条の 5 を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 9 項各号」を「附則第 41 条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 9 項」を「附則第 41 条第 8 項」に改める。

附則第 1 条第 2 号中「改正規定」の次に「（附則第 20 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第 2 条第 2 項中「地方税法」の次に「（昭和 25 年法律第 226 号）」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中松阪市税条例第 34 条の 4 の改正規定及び次条第 7 項の規定 平成 26 年 10 月 1 日
- (2) 第 1 条中松阪市税条例附則第 4 条の 2 及び第 19 条の 3 第 2 項の改正規定、附則第 22 条から第 23 条までを削る改正規定並びに附則第 24 条を附則第 22 条とし、附則第 25 条を附則第 23 条とする改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中松阪市税条例第 82 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条（第 1 条の規定による改正後の松阪市税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条に係る部分を除く。）の規定 平成 27 年 4 月 1 日
- (4) 第 1 条中松阪市税条例第 33 条第 5 項の改正規定及び次条第 4 項（新条例第

33 条第 5 項に係る部分に限る。)の規定 平成 28 年 1 月 1 日

(5) 第 1 条中松阪市税条例第 23 条、第 48 条、第 52 条第 1 項及び附則第 16 条の改正規定並びに次条第 6 項、附則第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 16 条に係る部分に限る。）の規定 平成 28 年 4 月 1 日

(6) 第 1 条中松阪市税条例附則第 7 条の 4、第 19 条第 1 項及び第 19 条の 2 第 2 項の改正規定並びに次条第 4 項（新条例第 33 条第 5 項に係る部分を除く。）及び第 5 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日

(7) 第 1 条中松阪市税条例第 57 条及び第 59 条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 19 条の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例第 33 条第 5 項、附則第 7 条の 4 及び第 19 条第 1 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 19 条の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第 34 条の 4 の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 25 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 10 条の 2 第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 2

項第 1 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第 10 条の 2 第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第 10 条の 2 第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第 10 条の 2 第 5 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 37 項に規定する設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第 10 条の 2 第 6 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 38 項に規定する機器に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第 10 条の 3 第 9 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 82 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 16 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。

第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 82 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 82 条第 2 号イ	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
新条例附則第 16 条の表	第 82 条	松阪市税条例等の一部を改正する

以外の部分		条例（平成 26 年松阪市条例第●●号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
新条例附則第 16 条の表 第 82 条第 2 号イの項	第 82 条第 2 号イ	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号イ
	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
5,000 円	4,000 円	